

千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における 災害時の相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、被災地の市町村社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）と千葉県内の被災地以外の市町村社会福祉協議会（以下「支援社協」という。）及び千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が協力し、連携を図りながら、社会福祉協議会の専門性を発揮した支援活動を行うため必要な事項を定めるものとする。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として広域にわたる大規模地震、津波、豪雨、火災、事故等で、被災市町村が広範囲に及び多数の人的、物的な被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じ、支援社協の救援を必要とする場合とする。

(連絡窓口)

第3条 市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、あらかじめ災害時の相互支援に関する連絡窓口を定め、県社協に報告するものとする。

2 県社協は、災害時の緊急連絡網を整備しておくものとする。

(情報収集・提供)

第4条 災害時において、県社協は、県、関係機関及び団体等と連携し、災害状況について情報収集を行うものとする。

2 県社協は災害の状況に応じて、県、関係機関及び団体等と連携するとともに、被災地へ職員の派遣を行い情報収集に努めるものとする。

3 県社協及び被災地社協は、災害及び救援活動の状況等について、双方で連絡しあい、県社協は逐次支援社協等に情報提供及び必要な連絡を行うものとする。

4 県社協は災害規模が甚大であり、被災地社協からの報告が困難であると判断される場合は、被災地近隣の市町村社協に協力を求めるものとする。

(支援の手続き)

第5条 被災地社協からの支援要請又は県社協が被災地社協への支援を必要と判断した場合は、県社協が被災地社協と協議し支援を行うほか、支援社協に対し支援・協力を要請するものとする。

2 被災地社協は、県社協の支援に際し、必要な次の事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 被害状況及び被害が予想される状況
- (2) 支援の内容、場所及び支援場所への経路
- (3) 支援を希望する期間
- (4) 支援社協からの職員派遣及び災害支援ボランティア活動に必要な人員
- (5) 支援活動に必要な物品、資機材の品名・数量等
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項